

# 知的財産推進計画2015の概要(知財紛争処理システム部分)と 知財紛争処理システムの活性化に関する論点

1. 知的財産推進計画2015の概要	P. 1
2. 知財紛争処理システムの活性化に関する論点一覧	P. 4
2-1. 証拠収集手続に関する論点	P. 5
2-2. 権利の安定性に関する論点	P. 6
2-3. 損害賠償に関する論点	P. 7
2-4. 差止請求権に関する論点	P. 8
2-5. その他(中小企業支援等)に関する論点	P. 9

平成27年10月28日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

# 1. 知的財産推進計画2015の概要①（構成）

## < 「知的財産推進計画2015」の構成 >

### 【第1部 重点3本柱】

第1. 地方における知財活用の推進

第2. 知財紛争処理システムの活性化

<<知財紛争処理システムの機能強化>>

- ・ 証拠収集手続
- ・ 権利の安定性
- ・ 損害賠償額
- ・ 差止請求権

<<知財紛争処理システムの活用促進>>

- ・ 訴訟遂行に関する負担への対応  
(中小企業、地方当事者の知財訴訟遂行支援)
- ・ 相談体制の強化
- ・ テレビ会議システム等の活用
- ・ 地方における知財専門家へのアクセス支援

<<知財紛争処理に関する情報公開、海外発信>>

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

### 【第2部 重要8施策】

1～8 (略)

工程表 (略)

# 1. 「知的財産推進計画2015」の概要②（現状と課題、取り組むべき施策）

## 現状と課題

- 知財高裁の創設から10年経過し、我が国知財紛争処理システムは、迅速性、予見可能性等の点で一定の評価。
- 他方、権利の安定性、証拠収集の困難さ(例:製造技術)、損害賠償額の水準、差止請求権の在り方や、中小企業・地方当事者の利便性等の課題も存在。
- グローバル化に鑑み、我が国の知財紛争システムへの理解増進のため、更なる海外発信・情報公開が必要。

## 取り組むべき施策

## 施策のイメージ

### ◎知財紛争処理システム機能強化の総合的検討

- 知財訴訟において、①権利付与から紛争処理を通じた権利の安定性の向上、②権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善、③ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現、④差止請求権の在り方など、知財紛争処理システムの機能強化を総合的に検討

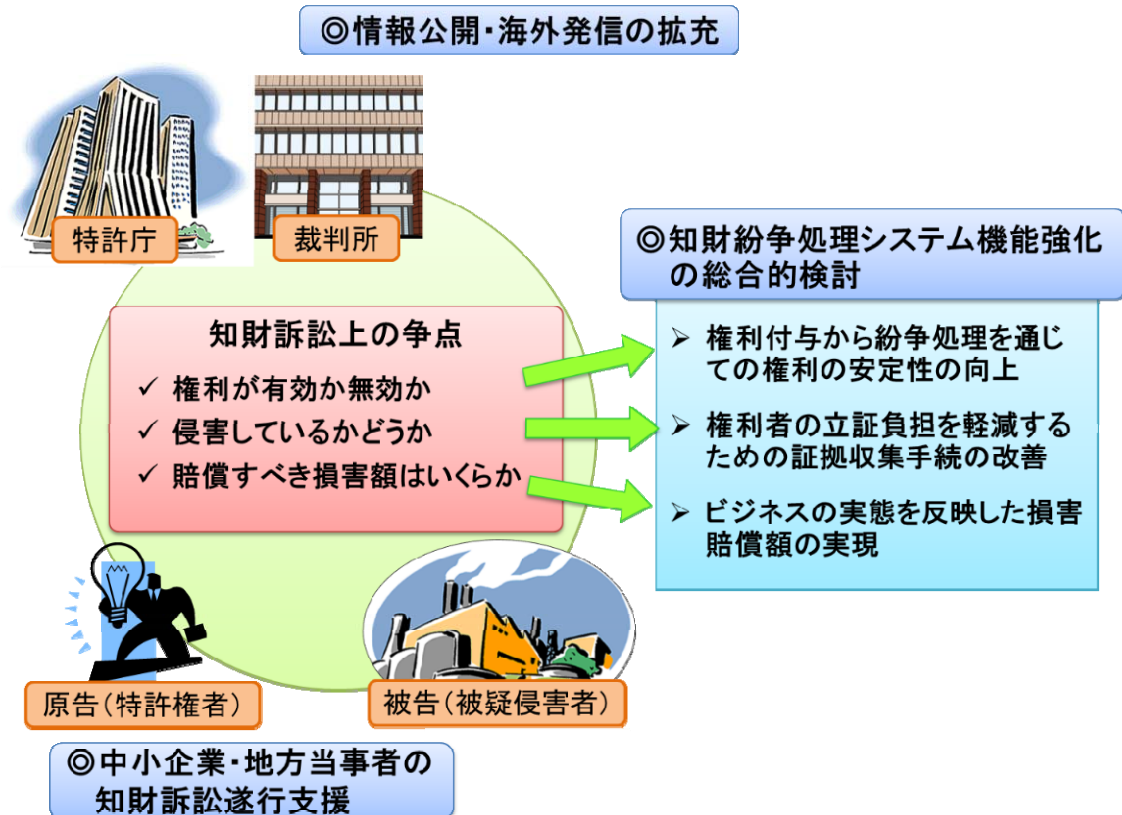
### ◎中小企業・地方当事者の知財訴訟遂行支援

- 大企業との紛争未然防止、訴訟対応を支援する専門家による中小企業支援体制の強化
- 地方からの知財司法アクセス確保のため、テレビ会議システムの活用促進

(注)特許訴訟の地裁での管轄は、東京、大阪のみ

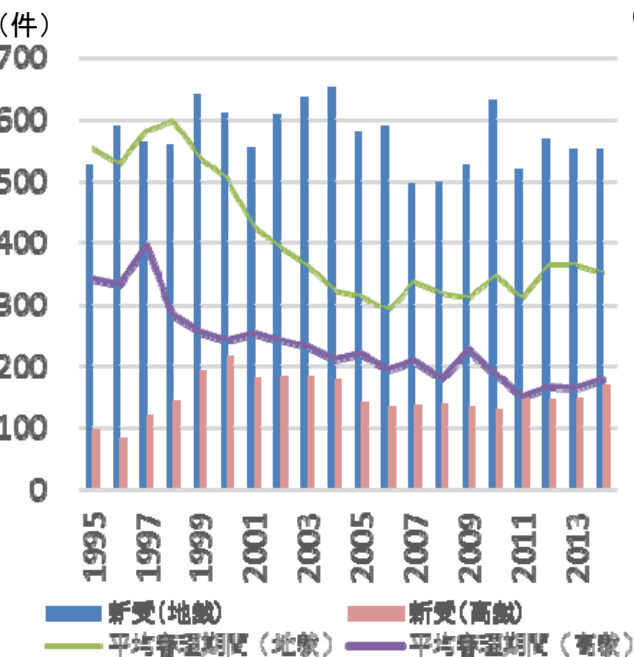
### ◎情報公開・海外発信の拡充

- 知財紛争処理に係る情報の公開及び英語による海外情報発信を強化

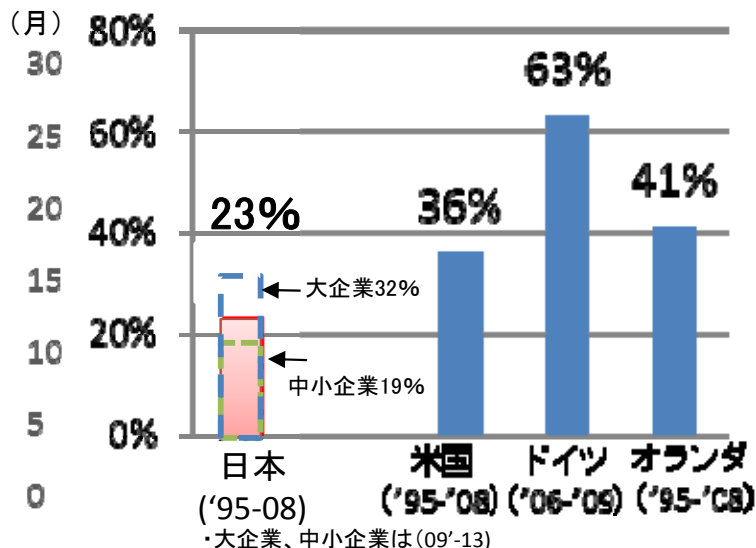


# (参考) 知財紛争処理システムの活性化に関する各種データ

## ■ 知財関係民事事件件数と平均審理期間の推移



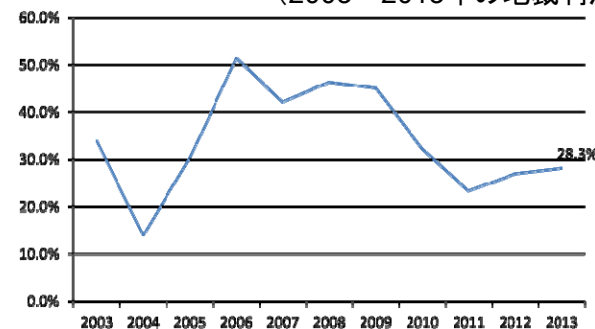
## ■ 特許権者の勝訴率の各国比較



・大企業、中小企業は(09-'13)  
 ※勝訴率は、判決で終結した事案で算出。和解等は含まれない。  
 日本においては、4割強が判決、4割弱が和解で終結  
 米国においては、9割弱が和解、3.5%が公判判決で終結  
 ドイツにおいては、4割が判決で終結  
 ※日本の提訴者は、中小企業が60%、大企業が27%、外国企業が13%。

## ■ 特許の権利無効による敗訴率の推移

(2003~2013年の地裁判決)



※2004年の特許法改正により、特許侵害訴訟において被告が特許無効の抗弁を主張することができることとなった。

## ■ 証拠収集手続

・特許法には、法改正により文書提出命令など証拠収集のための特別な規定が設けられているものの、実態として侵害の立証が困難との指摘がある。

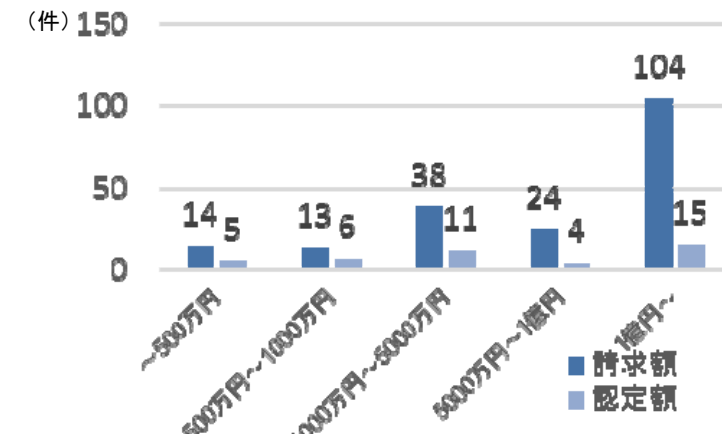
(参考)

- ・米国には、強力な証拠収集手続(ディスカバリー)あり(これについては、費用が掛かり過ぎるなどの批判があり、見直しの動きあり。)
- ・独国には、被疑侵害者の工場を第三者が査察できる制度あり。

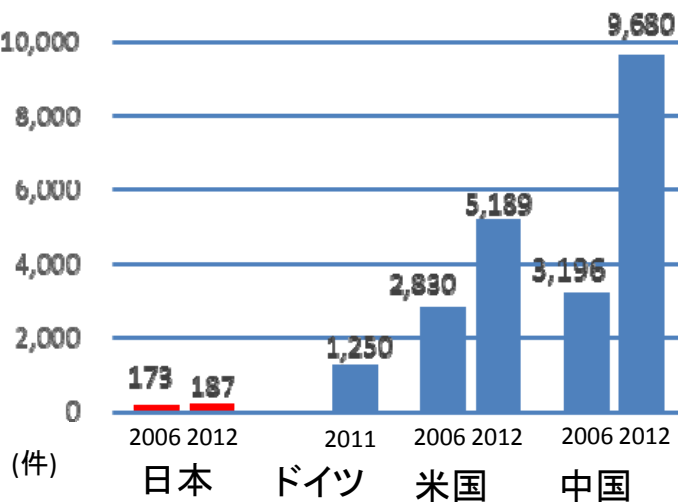
## ■ 損害賠償額の状況

・特許法には、損害額の推定など賠償額認定のための特別な規定があり、累次の改正を経て適正化されたとの評価がある一方で、認定額が十分ではないという指摘もある。

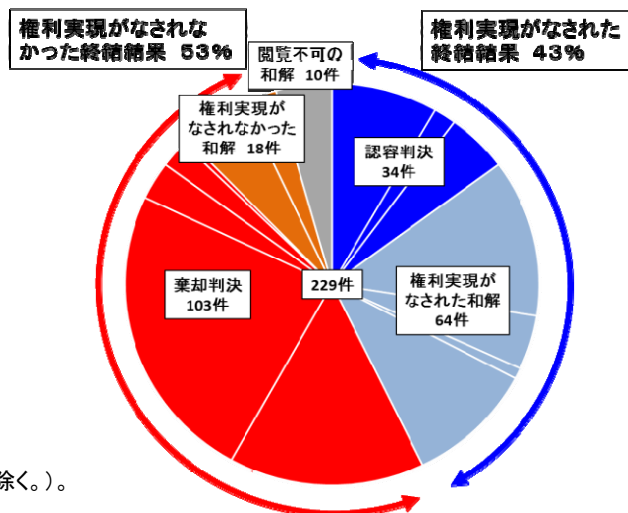
損害賠償認定率：16% (2009~2013年の地裁判決)



## ■ 特許権等侵害訴訟の提起件数の各国比較



## ■ 日本の特許権侵害訴訟の終結状況 (2011~2013年の地裁判決。和解を含む。)



(注) 特許権、実用新案権、意匠権に係る侵害訴訟件数(ドイツは意匠権を除く。)

## 2. 知財紛争処理システムの活性化に関する論点一覧

### 2-1. 証拠収集手続に関する論点

知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)を基に知財事務局が作成

特許権侵害訴訟において適正な審理がなされるためには、原告・被告の両者から**十分な証拠が提出される必要がある**。しかし、技術に係る無体財産権である特許権については、多くの場合、侵害行為等の**証拠が原告側ではなく被告側に偏在しているため、権利者による侵害の立証が困難である**という他の**民事訴訟類型にない特殊性**があり、平成11年特許法改正後も更なる**改善の余地**があるのではないかと指摘がある。権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、**証拠収集がより適切に行われるために如何なる方策**があるか。

### 2-2. 権利の安定性に関する論点

特許法第104条の3については、平成16年特許法改正の趣旨である紛争解決の実効性・訴訟経済の観点からは引き続き有効な規定であると考えられる一方で、特許性判断の攻撃防御の**バランスが防御者有利となってしまった**との指摘や、**進歩性判断**については産業の成熟度合い・競争力・海外の状況を加味しながら**産業政策上の判断として特許庁が適切かつ迅速に行うべき**との指摘もあるところ、同規定を含め、**権利の安定性の在り方**についてどのように考えるべきか。

また、権利の安定性は、**紛争処理プロセスを通じてだけでなく、権利付与の段階においても重要である**ことから、併せて、審査の品質管理を向上させる方策についても検討することについてどのように考えるべきか。

### 2-3. 損害賠償に関する論点

特許権侵害によって被る**損害の証明は、情報財としての性質から困難を伴う**ことから、平成10年特許法改正(特許法102条第1項新設、「通常」削除)など、民法の不法行為の枠内での特別規定が特許法に置かれてきた。

しかしながら、特許法第102条各項の規定に係る課題や寄与率の適用に係る課題、民法第709条の特別規定としての法的性質に係る課題など、認められる**損害賠償額への不満**が指摘されており、**イノベーション創出の基盤となる知財制度を当事者にとってより納得感が得られるものにする**という観点で、特許権侵害に関する損害賠償額の在り方について検討する必要がある。

権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、**納得感が得られる損害賠償額を実現するために如何なる方策**があるか。

### 2-4. 差止請求権に関する論点

差止請求権は、特許権侵害に対する救済手段として重要な意義を有するものであり、**基本的にはその制限を行うべきではない**と考えられる。

しかし、**標準必須特許**の場合や**PAE**による権利行使の場合に、これを背景に高額なライセンス料の支払いを求めるなどの懸念が指摘されている。こうした場合における、**差止請求権の行使の制限の在り方**についてどのように考えるべきか。

### 2-5. その他(中小企業支援等)に関する論点

我が国の**特許権侵害訴訟の提起者の約6割は中小企業が占めている**中で、中小企業は特許権侵害訴訟における**勝訴率が大手企業と比較して低い**ことが指摘されており、中小企業が成長産業である高付加価値産業の担い手として期待されることを踏まえて、**中小企業への必要な支援の在り方**が問題となるが、これについてどのように考えるべきか。また、知財紛争処理システムに関する**その他の論点**はあるか。

## 2-1. 証拠収集手続に関する論点

### 【論点(証拠収集手続関連)】

権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、証拠収集がより適切に行われるために如何なる方策があるか。

- ✓ 個別論点①: 現行の争点整理手続における、**特許法第104条の2(具体的態様の明示義務)**に関する課題は何か。課題があるとするればどのような改善策があるか。
- ✓ 個別論点②: 現行の証拠調べにおける、**特許法第105条(書類の提出等)**(以下「**文書提出命令**」という。)に関する課題は何か。課題があるとするればどのような改善策があるか。
- ✓ 個別論点③: 現行の**特許法第105条の4(秘密保持命令)**に関する課題は何か。課題があるとするればどのような改善策があるか。

### 【知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)抜粋】

#### 1. 証拠収集手続

##### (1) 背景

(中略)平成11年特許法改正においては、民事訴訟法の**文書提出命令の特則を規定した特許法第105条**(以下、特記無い場合は特許法の条項とする。)に、**侵害行為を立証するために必要な書類の提出を追加規定**して、権利者の保護を図るとともに、文書提出を円滑にするためいわゆる**インカメラ手続を導入**した。さらに、被告側を積極的に侵害行為の特定に参加させ、**争点整理段階における証拠収集の問題を解決するため、第104条の2(具体的態様の明示義務)**が新設された。しかしながら、この見直しを経た後も、証拠収集手続が十分に機能していないのではないか、**更なる改善の余地があるのではないか**、との指摘が引き続きなされている。

本タスクフォースで提示された「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査」(以下「侵害訴訟動向調査」という。)の結果によれば、平成21年から25年の地裁判決のうち、**非侵害による敗訴が全体の56%**に上っており、原告敗訴の要因は様々なものが挙げられるが、特許権侵害訴訟においては原告による立証が難しいとの指摘もなされているところである。また、近年、成熟しつつある産業におけるイノベーションは**製造方法において起こることもあり、被告の製造方法は秘匿されているため証拠収集が更に難しいもの**となり、日本における権利行使を躊躇させる一因ともなる。

さらに、中小企業においては、**非侵害による敗訴が62%**に上っており、我が国の特許訴訟システムの重要なユーザーあり、イノベーションの主役となり得る中小企業の立証活動を充実させるためにも、**証拠収集手続の強化の必要性**が認められるところである。

## 2-2. 権利の安定性に関する論点

### 【論点(権利の安定性関連)】

権利付与から紛争処理までの段階における**権利の安定性の在り方**についてどのように考えるべきか。

- ✓ 個別論点①(**紛争処理の段階**): 行政処分によって付与された特許権に関し、特許庁による**無効審判制度**があるとともに、民事訴訟である特許権侵害訴訟においていわゆる**無効の抗弁規定(特許法第104条の3)**があるが、このような制度の在り方についてどのように考えるべきか。
- ✓ 個別論点②(**権利付与の段階**): **審査・審判の在り方**についてどのように考えるべきか。

### 【知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)抜粋】

#### 2. 権利の安定性

##### (1) 背景

平成16年特許法改正において、いわゆるキルビー判決がその根拠とした**衡平の理念**及び**紛争解決の実効性・訴訟経済等の趣旨**に則してその判例法理を押し進め、当該特許権が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、侵害訴訟における**いわゆる無効の抗弁規定である第104条の3**(特許権者等の権利行使の制限)が設けられた。

これに対して、**紛争解決の実効性・訴訟経済の観点**から同改正を評価する見解がある一方で、特許権者とのバランスにおいて被疑侵害者を有利にしているとの見解や、**技術的な知見が求められる特許の有効性判断は一次的には特許庁に委ねるべきという見解**、イノベーション促進の観点から特許権を信じて**相当期間投資を行った者を保護すべきであるという見解**も示されてきた。

## 2-3. 損害賠償に関する論点

### 【論点(損害賠償関連)】

権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、**納得感が得られる損害賠償額を実現する**ために如何なる方策があるか。

- ✓ 個別論点①: 現行の**特許法第102条各項**に関する課題は何か。課題があるとすればどのような改善策があるか。
- ✓ 個別論点②: 現行の**寄与率**に関する課題は何か。課題があるとすればどのような改善策があるか。
- ✓ 個別論点③: 民法第709条の特別規定としての法的性質に係る課題は何か。課題があるとすればどのような改善策があるか。

### 【知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)抜粋】

#### 3. 損害賠償額

##### (1) 背景

特許権侵害によって被る損害の証明は、**情報財としての性質から困難を伴う**ことから、**民法の不法行為の枠内での特別規定**が特許法に置かれてきたが、裁判所で認定される損害賠償額が低すぎるとの批判がある中、**平成10年特許法改正**で、損害賠償額の立証の容易化を目指し、**第102条第1項を新設**することで、「逸失利益」の損害の賠償を可能とする賠償額の算定ルールを新たに設けるとともに、ライセンス料相当額の賠償に関する規定については、第102条第3項において、「通常」という文言を削除する改正が行われた。

しかしながら、このような改正を経て損害賠償額が適正化されたとの評価がある一方で、依然として、改正条文が有効に利用されておらず、米国と比較すると**裁判所により認められる損害賠償額や弁護士費用が低額である、「寄与率」といった概念**によって十分な損害賠償額が認められていない、侵害が認められても**損害賠償額が弁護士費用よりも低い**ことから(特に、中小企業は)侵害訴訟の提起を躊躇しているとの指摘がなされている。また、損害賠償の立証の容易化のために導入された**第102条第1項**については、**訴訟において十分に利用されていない**との指摘もある。

実際、「侵害訴訟動向調査」の結果によれば、調査対象訴訟のうち、原告が第102条1項のみにより損害賠償請求をした事例は全体の8%のみ(他の条項との併用請求は13%)に止まっており、**侵害訴訟において原告が同項の利用に消極的である実態**が明らかになったところである。



## 2-4. 差止請求権に関する論点

### 【論点(差止請求権関連)】

差止請求権は、特許権侵害に対する救済手段として重要な意義を有するものであり、**基本的にはその制限を行うべきではない**と考えられる。

しかし、**標準必須特許**の場合や**PAE**による権利行使の場合に、これを背景に高額なライセンス料の支払いを求めるなどの懸念が指摘されている。こうした場合における、**差止請求権の行使の制限の在り方**についてどのように考えるべきか。

- ✓ 個別論点①:**標準必須特許の場合における差止請求権の行使の制限の在り方**について、特許権の価値に与える影響も考慮し、どのように考えるべきか。
- ✓ 個別論点②:**PAEによる権利行使の場合における差止請求権の行使の制限の在り方**について、特許権の価値に与える影響も考慮し、どのように考えるべきか。

### 【知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)抜粋】

#### 4. 差止請求権

##### (1) 背景

侵害行為を停止させることで権利侵害に対抗する**差止請求権**は、損害賠償請求権とともに、**発明を保護し、産業の健全な発展を促していくために欠くことができない手段**である。

しかしながら、差止めを背景に、**標準必須特許**について、当該特許権により標準策定への参画により**想定された額を超えるライセンス料の支払を求めるおそれ**や、米国のいわゆる**パテントロールによる高額なライセンス料の支払いを求めることへの懸念**も指摘されている。

## 2-5. その他（中小企業支援等）に関する論点

### 【その他の論点（中小企業支援等）関連】

中小企業への必要な支援の在り方が問題となるが、これについてどのように考えるべきか。

- ✓ 個別論点①: 訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、**印紙代を含む裁判に関する経費の検討**など、負担軽減のための必要な措置について、どのように考えるべきか。
- ✓ 個別論点②: 地方における知財専門家へのアクセスの支援について、どのように考えるべきか。

また、知財紛争処理システムに関する**その他の論点はあるか**。

### 【知財紛争処理タスクフォース報告書（平成27年5月28日）抜粋】

#### 5. 中小企業支援

##### (1) 背景

現在、我が国の成長産業は、ライフサイエンスや医療機器産業といった高付加価値産業にシフトしつつあると指摘されている。こうした産業の担い手として期待されるベンチャー企業を含む中小企業は、**特許権侵害訴訟の提起の約6割を占めている**が、その**勝訴率**は、大企業が提起した場合と比較して**低い**ことが指摘されてきた。

実際に、「侵害訴訟動向調査」の結果によれば、判決を対象とした事件でみると、中小企業の原告勝訴率は20%以下に止まっており、対・大企業の勝訴率で見ると10%にも満たない状況である。また、同調査の結果、中小企業の傾向として、①侵害訴訟を提起した際に起用する弁護士のうち侵害訴訟における勝訴率が20%を切る者の割合が6割を超えており、知財訴訟の実績を有する弁護士への依頼が必ずしもなされていない可能性があること、②中小企業の場合は権利登録から5年目以降に訴訟提起する割合が56%を占めており、より長期的に権利行使する傾向にあること、③中小企業が原告の事件のうち、損害賠償額が1000万円以下のケースが多数に上ったこと、④侵害訴訟を提起した中小企業の原告のうち、東京・大阪高裁管区以外に所在するものが25%を占めていることが明らかになった。

以下、別紙

# 別紙1 知的財産推進計画2015本文抜粋

## 知的財産推進計画2015(平成27年6月19日 知的財産戦略本部決定) 抜粋(知財紛争処理システム関連)

はじめに (中略)

また、知的財産推進計画の初期の成果の一つである知的財産高等裁判所の設立から10年経ち、**我が国の知財紛争処理システム**は、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、**利用状況や利便性において改善を求める声も強い**。我が国において、知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、知財システム全般において知財紛争処理システムの知財戦略上の重要性はますます高まっている。

**国際的なシステム間競争**にさらされていることを十分考慮し、我が国の知財紛争処理システムの在り方を**検証すべき時期**にある。

(中略)

また、本年4月14日には、安倍内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部会合を開催し、以下3つの政策課題に重点を置いた「知的財産推進計画2015」の検討の加速について**総理から直接指示**がなされた。

①(略) ② **知財の紛争処理システムの活性化** ③(略)

(中略)

第1部 重点3本柱

第1. (略)

第2. 知財紛争処理システムの活性化

(1) 現状と課題

知的財産に関する紛争を迅速かつ的確に解決することは、**イノベーションの基盤となる知財制度**に対する**信頼性**を高め、経済成長を後押しする上で重要である。経済・産業がグローバル化し、知財紛争処理システムも**国際的な競争**にさらされている中、我が国が目指すべき方向は、**国内外のユーザーから選択される実効性の高い知財紛争処理システムの実現**とその利用が国内外のビジネス・スタンダードとなることであり、その実現に向けて知財紛争処理システムを不断に見直していかなければならない。

これまで我が国の知的財産紛争処理システムは、知的財産高等裁判所の設立、裁判管轄の集中、累次の特許法改正等の見直しを重ねてきた結果、迅速性、予見可能性、経済性等の観点から、一定の評価がなされている。しかしながら、一方では、我が国の特許権侵害訴訟の件数は対GDP比で見ても欧米の主要国と比較して少なく、権利者側の勝訴率(終局判決ベース)も米国、ドイツに比べて低い。さらに、**証拠収集が十分に行えない、権利の安定性が十分でない、認められる損害賠償額が十分でない、権利者が中小企業の場合には大企業に比べて訴訟で勝てない**といった指摘がなされている。加えて、そもそも日本の特許は権利行使を想定していないものも多く、これを国際的な特許紛争において通用する水準に高めるためには、訴訟で権利行使する経験と積極的に戦おうとする意識改革が必要であるとの指摘もなされている。

知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会の下に「**知財紛争処理タスクフォース**」を開催し、現行の知財紛争処理システムの機能を検証し、その強化及び活用促進を図ることにより、知的財産の価値を高めるべく、**特許権侵害訴訟に焦点を当て、集中的に議論を行った**。その議論に基づき、課題と今後の方向性を整理すると以下のとおりである。

# 別紙2 知的財産推進計画2015工程表抜粋

## 知的財産推進計画2015工程表（平成27年6月19日 知的財産戦略本部決定） 抜粋（知財紛争処理システム関連）

項目番号	2015本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
第2. 知財紛争処理システムの活性化								
35	○	知財紛争処理システムの機能強化に向けた検討	<p><u>我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、以下の点について総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p>- 証拠収集手続について、侵害行為の立証に必要な証拠収集が難しい状況にあることに鑑み、証拠収集がより適切に行われるための方策について検討する。</p> <p>- 損害賠償額について、グローバル市場の動向を視野に入れつつ、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現に向けた方策について検討する。</p> <p>- 権利の安定性について、我が国産業のイノベーション創出に向け、権利の付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性を向上させる方策について検討する。</p> <p>- 差止請求権の在り方について、標準必須特許の場合、PAEによる権利行使の場合について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討する。</p> <p>(短期・中期)</p>	内閣官房	<p>証拠収集手続がより適切に行われるための方策、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現に向けた方策、権利の付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性を向上させる方策及び差止請求権の在り方について、<u>検討体制を整備し、総合的に検討を行い、課題・方向性を整理する。</u></p>	引き続き左記について検討するとともに、検討結果に応じ、必要に応じて適切な措置を実施。	引き続き、必要に応じて適切な措置を実施するとともに、知財紛争処理システムの更なる機能強化に向けた検討を継続して実施。	
				経済産業省				
				法務省	<p>民事法制一般等の視点から必要に応じて協議に応ずるなどの協力を実施。</p>	引き続き、左記の協力を実施。民事法制一般等の視点から必要に応じて協議に応ずるなどの協力を実施。引き続き、左記の協力を実施。		

## 成長戦略と知財推進計画2015の一体的推進

知財推進計画2015に盛り込まれた施策を**成長戦略**でも取り込んで、**政府全体で推進すること**としている。

### 「日本再興戦略」(成長戦略)改訂2015

-未来への投資・生産性革命- (平成27年6月30日閣議決定) 抜粋(知的財産戦略部分)

#### 第二 3つのアクションプラン

##### 一. 日本産業再興プラン

(中略)

##### 3. 大学改革 / 科学技術イノベーションの推進 / **世界最高の知財立国**

(中略)

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

また、「**知的財産推進計画2015**」(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)に基づき、地方における知財活用の推進、国際標準化・認証への取組等を推進する。

(以下、略)

判例タイムズ 1412号7月号及び1413号8月号(平成27年6月25日、同年7月24日発売)

- ・ 知的財産高等裁判所10周年記念(上)・(下)

知財研フォーラム Vol.102(平成27年8月発刊)

- ・ 【特集】 特許権侵害訴訟における現状と考察

Law & Technology 69号(平成27年10月発行)

- ・ [特報] 国際シンポジウム 知財司法の未来に向けて

ジュリスト 2015年10月号(No.1485)(平成27年9月25日発売)

- ・ 【特集】 知財紛争を取り巻く動き

など